

令和4年度

定期監査報告書

只見町監査委員

1. 監査を執行した監査委員名

只見町代表監査委員 吉津 文裕

只見町監査委員 酒井 右一

2. 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

3. 監査の期間

令和4年10月19日、20日、21日、28日、11月25日の5日間

4. 監査の対象

一般会計、各特別会計の財務に関する事務の執行状況及び経営にかかる事業の管理全般

5. 監査の方法

今回の監査は、主に令和4年度の財務に関する事務の執行状況について、その事務が法令に則り、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼に実施した。

また、令和3年度の定期監査で意見を付した項目について、その後の取り組み状況を確認すると共に、あらかじめ求めた資料について、担当課長・職員から説明を聴取し効果ある監査の執行に努めた。

6. 監査対象

本年度の監査は、前年度付した意見を重視し、且つ、令和4年9月30日現在における財務に関する事務の執行状況について、次の事項に絞って監査を実施した。

- 1) 令和4年度主要事業の執行状況について
- 2) 歳出予算の執行状況について

7. 定期監査の結果

1) 総評

令和4年度一般会計予算9月末現在における予算の執行状況について、歳入は予算現額6,272,131千円（繰越含む）に対して、収入済額2,842,850千円、対予算収入率は45.32%で対前年度比3.48ポイント減である。なお、普通交付税2,739,719千円が決定している。

歳出全体における対予算支出済執行率は54.50%で、前年度比4.22ポイント増であるが、概ね適正に処理されていると判断した。

なお、事務事業の執行について、以下の意見を付している。

2) 意見

1. 自治体が行なう産業政策は各産業の基盤を整備することが最も肝要であり、公共の福祉を体現するには一過性の政策であってはならない。とりわけ、賑わい創出事業については多額の公金が予算化され、町財政逼迫の今日、複数年度にわたる債務負担事業である。その目的と投資効果については詳細に検証し、効果を実感できるよう事務を執行されたい。

2. 只見町宿泊・飲食事業者持続化創業支援事業補助金の効果について
かつて事業化した当該補助金の効果については、厳に検証し実態に合わない事業者には規程通りの対応を図ること。

3. 只見町商工会に交付した「只見町宿泊飲食事業者補助金」の一部について、監査機関が九月に勧告した通り、同要綱 9 条に基づく債務、債権を確定及び相互確認していない。この事は只見町と只見町商工会、双方において、補助金返還義務確定の認識に至っていないと監査する。町長は同要綱に基づき、早急に適切な事務の執行をすべきである。
また、視点を変え、補助金交付決定審査会の審査記録に目を向けると、これが慎重な審査であったとは言い難いものであった。町長はこれによって多額の公金を失う懸念があることを認識し、当該団体に対して早急に補助金の返還を求めるよう重ねて勧告する。